ヌ　第二条第二号の指定
ル　第二条第四号の指定
ヲ　第二条の三第一号の委託
ワ　第二条の三第二号の指定
カ　第二条の三第四号の指定
ヨ　第九条第二号の指定
タ　第九条第四号の指定
レ　第十条の三第二号の指定
ソ　第十条の三第四号の指定
ツ　特定家庭用機器再商品化法第二十三条第一項の認定
ネ　特定家庭用機器再商品化法第二十三条第一項の認定を受けている者からの委託（当該認定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。）
ナ　特定家庭用機器再商品化法第三十二条第一項の指定
ラ　特定家庭用機器再商品化法第三十二条第一項の指定を受けている者からの委託（当該指定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。）
ム　使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第十条第三項の認定
ウ　使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第十条第三項の認定を受けている者からの委託（当該認定に係る同法第十一条第四項第一号の認定計画に従つて行われる場合に限る。）

二　市町村である場合
三　都道府県である場合
四　国である場合
五　有害使用済機器の保管の用に供する事業場（二以上の事業場を有する者にあつては、各事業場）の敷地面積が百平方メートルを超えないものを設置する場合
六　有害使用済機器の保管、処分又は再生以外の事業をその本来の業務として行う場合であつて、当該本来の業務に付随して有害使用済機器の保管のみを一時的に行うとき

（有害使用済機器の保管等の届出）

第十三条の三　法第十七条の二第一項前段の規定による届出は、当該届出に係る有害使用済機器の保管、処分又は再生の事業を開始する日の十日前までに、次に掲げる事項を記載した様式第三十五号の二による届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二　事業の範囲
三　事務所及び事業場の所在地並びに事業場の敷地面積
四　保管の場所の所在地及び面積並びに保管する有害使用済機器の品目、保管量及び保管の高さ
五　第十三条の六の規定による高さのうち最高のもの
六　処分又は再生を行う場合にあつては、当該処分又は再生に係る事業場の所在地及び処分又は再生を行う有害使用済機器の品目
七　事業の用に供する施設を設置する場合にあつては、当該施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力
八　届出をしようとする者が法第十四条第五項第二号ハに規定する未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人である場合には、その法定代理人の氏名及び住所

（新規）